

# そろいろ通信 10月

\*社内に笑顔を咲かせましょう\*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・給与計算・年末調整
- ・労災に関するご相談・請求手続き
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案



一気に秋の訪れを感じるようになりました。皆様いかがお過ごしでしょうか？

先日の週末は、衣替えとベランダの植物の植え替えをして、気持ちもすっかり秋になりました。海岸沿いのジョギングも、とても気持ちよかったです。



\*気になるお金の相場\*  
～業務上死亡の場合の香典～

社員本人の死亡した場合の香典（通夜・告別式に持参する場合）は、業務上・業務外ともに10万円が最多回答額で、一律定額で支給するケースが多いようです。  
（日本実業 2009年調査 集計企業数 223社）

（単位：円）

	一律定額 で支給	勤続年数に応じて支給				
		満1年	満5年	満10年	満20年	満30年
最高額	100万	30万	50万	100万	50万	50万
最低額	10,000	10,000	30,000	30,000	30,000	10,000
最多回答額	100,000	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000
平均額	108,427	56,354	98,265	138,125	142,045	145,476

## ★これで完璧！ 10月の事務



### ☆社会保険料 定時決定の反映と新しい保険料率による控除☆

7月に提出した「被保険者報酬月額算定基礎届」により、9月から新たに決定された標準報酬が適用されます。また、同じ9月分（10月納入分）より厚生年金保険料率が164.12/1,000（折半は82.06/1,000）に上がっていますので、合わせて給与から控除する保険料額を変更しましょう。

### ☆労働保険料第2期分の納付☆

7月の年度更新の際、労働保険の概算保険料を分割納付で申請した場合には、10月31日が2期分の納期限です。

### ☆各都道府県で最低賃金額が変わります☆

今月より、地域別最低賃金額が改定されます。都道府県によって適用となる月日が異なりますので、金額および発効日を確認しましょう。ちなみに、近畿は以下の通りです。

滋賀 709円、京都 751円、大阪 786円、兵庫 739円、  
奈良 693円、和歌山 685円

### ☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

9月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、10月11日までに納付。

### ☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

9月分の社会保険料・児童手当拠出金を 10月31日までに納付。

### ☆8月決算法人の確定申告と納税☆

8月決算法人の確定申告と納税、2月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 9月中の決算応答日までです。



## 労働時間のこと、もう一度 整理してみましょう。

意外と流してしまいがちな“労働時間”ということば。でも、労働契約の根本であるとても大切な概念です。

・労働時間…拘束時間のうち、使用者・監督者の指揮命令のもとで、労働を提供する時間のこと。労働はしていないが、いつでも労働できる待機状態である時間も労働時間に含まれる。因みに、休憩時間とは、使用者・監督者のもとにおいても、“自由に”労務から離れられる時間のこと。無給で構わない。

・法定労働時間…労働基準法で定められている労働時間のこと。1週間40時間、1日8時間を超えて働かせてはいけない、というもの。

・所定労働時間…各会社・各事業所が定めた労働時間のこと。休憩時間を除き、始業から終業までの時間。

労働時間は、使用者の指揮命令下にある時間です。これには、黙示の指示があった時間や余儀なくされている時間も含まれます。具体的には、客待ち時間、電話番、社外研修や小集団活動なども労働時間になるということです。過去の裁判例では、作業着への着替え時間や構内移動時間、体操時間なども使用者の指揮命令下にある時間として、労働時間と判断されたものもあります。

最近非常にトラブルの多い残業代の支払いについても関係してきますが、その作業を「会社から命じたものなのか」を明確にしておかなければ、非常に危険なことになります。つまり、ただらと社内に残り、同僚らと雑談をしていた時間などについても会社がそれを黙認していれば、残業時間であると判断されるケースも多いからです。

ただし、そもそも1週40時間を超えて、あるいは、1日8時間を超えて働かせることは法律で禁止されており、時間外・休日の労使協定を結んで労働基準監督署に提出しなければ、残業させることはできないわけですから（労働者が1名のみの会社でも、この手続きは必須）、まずは法律上やらなければならないことをきちんと整備しておくことが前提でしょう。

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

